

## 韮崎市商工会館使用規程

### (目 的)

第1条 この規程は、韮崎市商工会館（以下「会館」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

### (使用時間)

第2条 会館の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、会長が認める場合はこの限りでない。

### (休 館 日)

第3条 会館の休館日は次のとおりとする。ただし、会長が認める場合はこの限りでない。

1. 商工会業務休止日
2. 国民の祝日に関する法律に規定する国民の休日
3. 年末年始（12月29日～1月3日）

### (使用許可の申請)

第4条 会館を使用しようとする者は、商工会館使用申込書（様式第1号）を商工会に提出しなければならない。

### (使用許可)

第5条 商工会は、前条による申請を受理し、使用を許可した時は、会館使用許可書（様式第2号）を交付する。

### (使用料)

第6条 第5条により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、本商工会に所属する会議等については、使用料を減免することができる。

### (使用料の減免)

第7条 前条ただし書きの規定により、使用料を減免することができる場合は次のとおりとする。

1. 本商工会所属の部会、委員会の会議等
2. 本商工会への事務委託団体の開催する会議等
3. 本商工会会員で組織する団体の会議等
4. 韮崎市で主催する会議
5. 山梨県商工会連合会、峡北地区商工会の開催する会議

6. 前各号の他、会長が必要と認めた場合

(使用料の還付)

第8条 次の各号に定める場合には使用料を還付することができる。

1. 使用者の責任によらない理由で使用できなくなったとき
2. 使用期間の3日前までに取り消しのあったとき

(遵守事項)

第9条 使用者は次に掲げる事項を守らなければならない。

1. 許可しない施設、設備または器具を使用しないこと
2. 火気の使用は行わない、また館内はすべて禁煙とする。
3. その他商工会の職員の指示にしたがうこと

(原状回復の義務)

第10条 使用者は会館の使用が終わったときは、ただちに現状に復さなければならない

(損害賠償の義務)

第11条 使用者は会館の施設、設備、展示物を亡失または損傷したときは、商工会の定める損害額を賠償しなければならない。

(委託)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、商工会において決定する。

付 則

この規程は、平成15年 5月15日から施行する。

一部改正 平成24年12月21日

一部改正 平成29年 4月25日